

## 第 4 章 不当労働行為の審査等



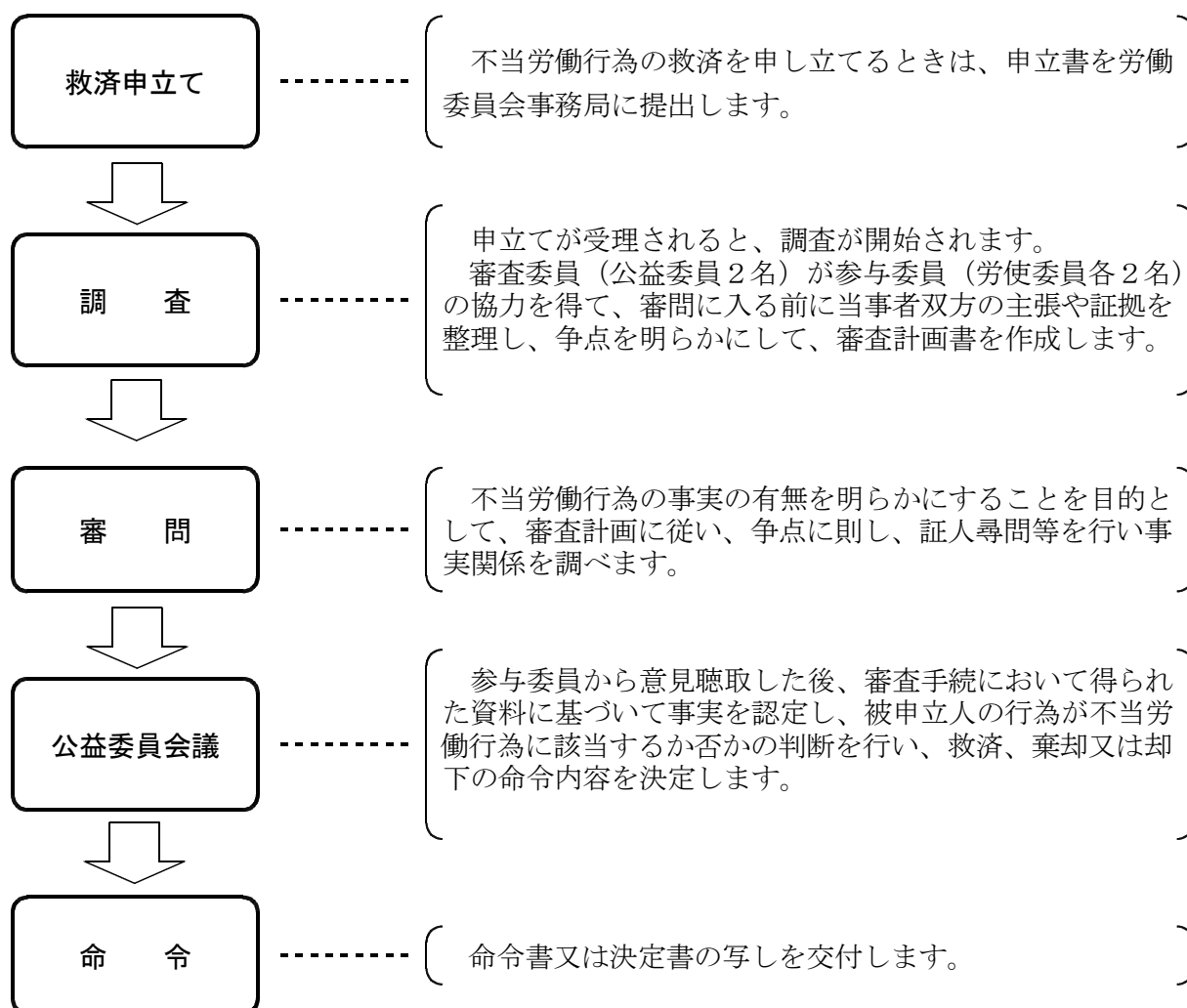
## 第 1 節 不当労働行為の審査

### 第 1 概要

使用者から労働組合法第 7 条に該当する不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、不当労働行為を是正するよう命令を出します。

#### ○ 不当労働行為の審査の流れ



#### 【注意事項・参考事項】

- 1 申立て後命令が出されるまでの間、いつでも申立てを取り下げることができます。
- 2 労使間で和解の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- 3 本県労働委員会の発した命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったり、地方裁判所に命令の取消しを求める行政訴訟（取消訴訟）を提起することができます。なお、一定の期間内に再審査の申立てがなされなかったこと等により命令は確定しますが、使用者がこの確定した命令に違反した場合は、過料に処せられることとなります（労働組合法第 27 条の 13、第 32 条）。
- 4 本県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから命令までの審査の目標期間を、1 年と定めています。

## 第2 概況

令和3年の取扱件数は、新規申立が1件で、次年繰越となりました。

当該事件は、労組法7条各号別では2号及び3号関係で、業種別では農業・林業でした。

### 1 不当労働行為事件取扱件数

係属			終結								次年繰越	
前年繰越	新規申立	計	取下げ・和解				命令・決定					合計
			取下げ	和解			救済	棄却	却下	計		
				無関与	関与	計						
—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1

### 2 労組法7条各号別申立件数

1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号
—	—	—	—	—	—	1	—

### 3 業種別取扱件数

農業、林業	建設業	製造業	御売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	医療、福祉	サービス業	その他
1	—	—	—	—	—	—	—

### 第3 審査の目標期間及び実施状況

#### 1 審査の目標期間

本県労働委員会では、労働組合法第27条の18に規定する審査の目標期間（救済申立てから命令までの期間）を、1年としています。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとしています。

#### 2 審査の実施状況

令和3年は、係属した1件について審査を実施しています。

令和3年の係属事件に係る審査の実施状況一覧

事 件 番 号	令和3年(不)第1号	
該 当 条 項	労働組合法第7条第2号・第3号	
請 求 す る 救 済 内 容	誠実な団体交渉応諾 支配介入の禁止	
申 立 年 月 日	令和3年6月1日	
終 結 年 月 日	—	
処 理 日 数	—	
終 結 区 分	—	
審 査 等 実 施 回 数	調 査	3
	審 問	—
	和 解 協 議	1
	合 議	—
審 査 委 員	八重尾、山口	
参 与 委 員	中川、吉岡、工藤、河野	
業 種 別	農業・林業	

## 第4 不当労働行為事件の概要

### 令和3年（不）第1号事件

申立て 令和3年6月1日

申立人 労働組合A

被申立人 B株式会社

#### 請求する救済内容

- 1 誠実な団体交渉応諾
- 2 支配介入の禁止

終 結 次年繰越

## 1 事件の概要

AはBが、団体交渉に誠実に対応していないこと、組合員名簿の提出を求めたり、組合役員に対する不当な差別を行うなど、組合の弱体化・無力化を狙った支配介入を行ったことについて、救済申立てを行った。

### (1) 申立人の主張

- ① Bは、Aが申し入れた団体交渉に誠実に応じ、労使双方が納得できる合意を得られるよう誠実かつ真剣に対応しなければならない。
- ② Bは、労働組合結成直後から組合員名簿等の提出を求めたり、組合役員に対する不当な差別や執拗な嫌がらせを行うなど、組合の弱体化を狙った支配介入を行った。また、Bは、誠実に交渉して問題解決を図ることなく、就業規則を改正して一方的に労働条件を変更するなど、組合の無力化を狙った支配介入を行った。

### (2) 被申立人の主張

- ① 本件救済申立までに1年を経過している団体交渉や組合員名簿等の提出要求等を理由とする救済申立ては、労働組合法第27条第2項により却下されなければならない。
- ② 可能な限りの協議を行った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大という異常事態が生じたため、団体交渉の継続実施ができなかったとしても、労働組合の自主性を損なうものではなく、支配介入には該当しない。

## 2 審査委員

【審査委員】八重尾（審査委員長）、山口

【参与委員】（労側）中川、吉岡（使側）工藤、河野

## 3 審査経過

令和3年8月2日 第1回委員調査

令和3年9月6日 第2回委員調査

令和3年10月18日 第3回委員調査

#### 4 審査結果

第3回委員調査後、労働委員会から提示した和解協定書（案）に対する双方からの回答を踏まえて和解協議を行ったが、和解は困難であるので和解協議を一旦打切ることとした。令和4年1月に、第4回委員調査を行う予定としている。

## 第2節 労働組合の資格審査

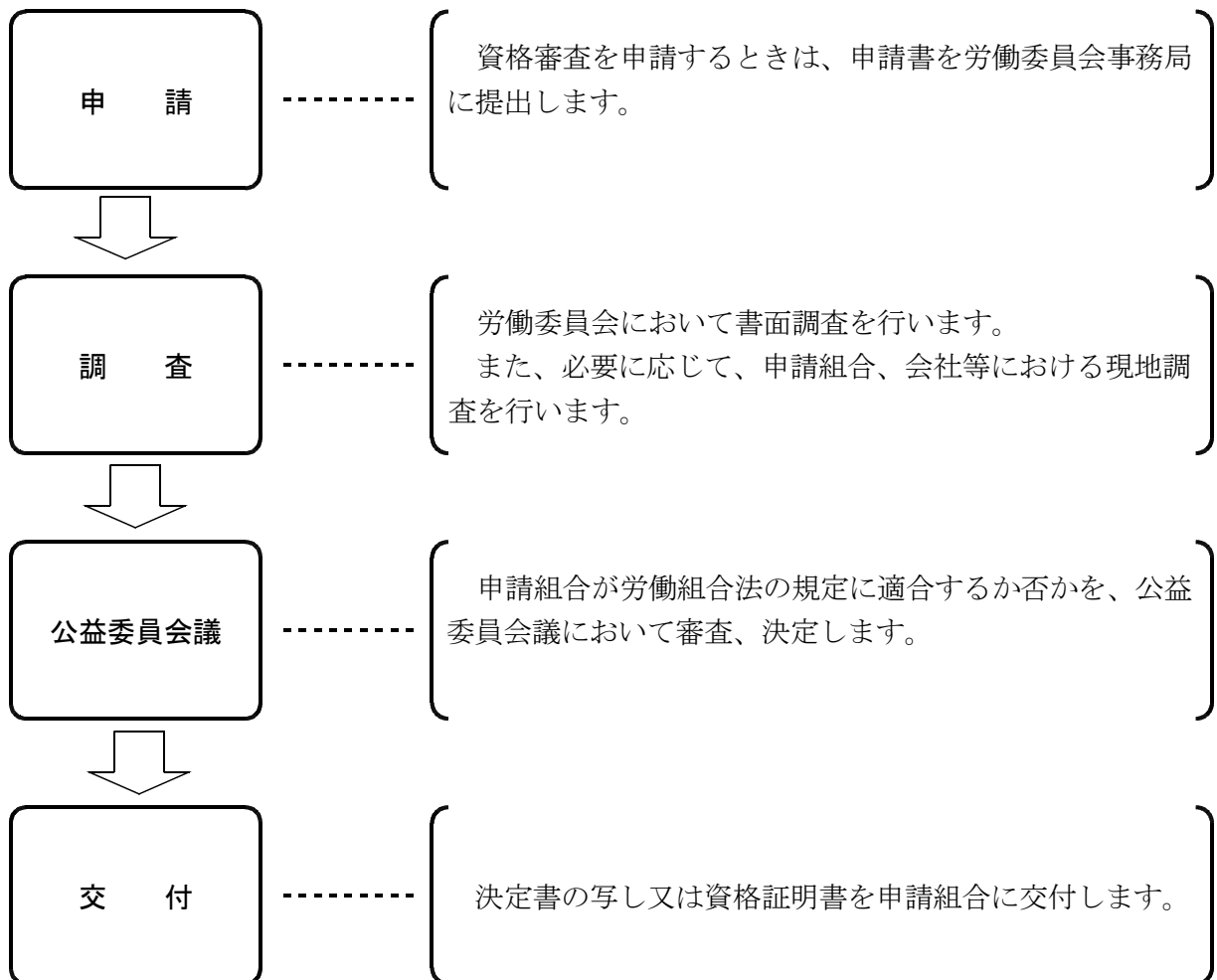
### 第1 概要

我が国では、労働組合は自由に結成することができ、行政庁への届出等を行う必要はありませんが、次の場合は、労働組合は労働組合法の定める一定の資格要件を備えている必要があります。

- ア) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- イ) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ) 法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- エ) 労働協約の拡張適用の申立てをする場合
- オ) 職業安定法に定められている無料の労働者供給事業を行う場合など

この資格要件の有無について労働委員会が審査することを、労働組合の資格審査といいます。

#### ○労働組合の資格審査の流れ



#### 【資格要件について】

労働組合が資格審査により適格と認められるための要件（資格要件）には、自主性の要件（労働組合法第2条）と民主性の要件（同法第5条第2項）があります。



## 第2 概況

令和3年の取扱件数は、新規申請2件で、1件は終結し、1件が次年繰越となりました。結果は、適合1件でした。

申請事由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが1件、第44期宮崎県労働委員会委員推薦に伴うものが1件でした。

### 1 資格審査取扱件数

係 属			終 結					次 年 繰 越
繰 越	新 規	計	適 合	不適合	打切り	取下げ	計	
—	2	2	1	—	—	—	1	1

### 2 申請事由別件数

不当労働行為	委員推薦	法人登記	協約拡張適用	そ の 他
1	1	—	—	—

### 3 労働組合資格審査一覧

番 号	申 請 者	申 請 日	申 請 事 由	決定・終結年月日 終 結 区 分
令和3年(資)第1号	労働組合	3.5.10	委員推薦	3.6.7 適 合
令和3年(資)第2号	労働組合	3.6.1	不当労働行為 3年(不)1号	次年繰越

### 第 3 節 認 定 ・ 告 示

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合については、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、当該企業等又は当該組合の申出等に基づき、労働委員会が認定して告示することとされています（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項）。

令和 3 年中、認定の申出はありませんでした。